

12月4日～10日は

「人権週間」です

12月10日は「人権デー」

週間中の行事

国際連合は、昭和23年第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、第5回総会において採択日の12月10日を「人権デー」と定めるとともにすべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年、関係機関などの協力を得て「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。



- ◇街頭啓発
 - ◇日時 12月5日（木）9時30分～
- ◇場所 市役所1階 玄関
- ◇広報車による市内街頭啓発
- ◎人権相談
 - ◇日時 12月9日（月）10時～15時
- ◇場所 市役所1階 122市民相談室
- ※なお、この人権相談は毎月第2月曜日の10時から15時まで122市民相談室で行われていますので、お気軽にご利用ください。
- ◎中学生人権作文表彰式とふるさと文化のつどい
 - ◇日時 12月8日（日）12時30分～15時40分

- ◇場所 葛城市當麻文化会館 大ホール（葛城市竹内256-9）
- ◇内容
 - ・全国中学生人権作文コンテスト奈良県大会表彰式
 - ・新庄北小学校附属幼稚園による「子ども太鼓」
 - ・グループ「遊夢」による朗読劇
 - ・葛城市立白鳳中学校吹奏楽部による演奏
- ◇主催 奈良県人権啓発活動ネットワーク協議会
- ◇申込み 不要（未就学児も入場可）
- ◆問い合わせ 奈良地方法務局人権擁護課（☎0742-12315457）へ



許しません！ 滞納

11月・12月は「市町村民税・県民税の一斉滞納整理強化期間」

地方税の公平・公正を確保し、納税者の信頼を守るため、11月・12月を「市町村民税・県民税の一斉滞納整理強化期間」と定め、県内全市町村と県が協働して、差押えなどをはじめとする滞納整理に集中的に取り組めます。

期間中は、滞納者と取引のある金融機関や勤務先などに対し、法律に基づく財産調査についても集中的に行うこととなります。

- 期間中の取り組み ●
 - ①滞納者に対する差押え（預貯金・給料など）の集中実施
 - ②滞納者に対する電話・文書催告の実施

◆問い合わせ 収税課（☎内線202・205）へ

人権擁護委員の皆さんを紹介します

人権擁護委員はあなたのまちの相談パートナーです

人権擁護委員は、市民が人権に関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、地方法務局の人権相談所や市役所で、人権相談を受けたりする活動を行っています。（敬称略）

氏名	校区
栄田 常代	丹波市校区
平岩 俊三	山の辺校区
田中 静代	前裁校区
畑中 幹雄	井戸堂校区
森内シヅエ	二階堂校区
大庭 勝代	櫛本校区
乾 賀代子	柳本校区
橋本喜代子	朝和校区
植田喜代美	福住校区

◆問い合わせ 人権センター（☎65-0130）へ